

令和7年10月15日 男女共同参画推進本部会議

開催日時 令和7年10月15日(水) 午前10時20分から午前10時45分まで

開催場所 庁議室

出席者 辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長

欠席者 危機管理監

議事概要 下記のとおり

1. 議 題

(1) 第4次草津市男女共同参画推進計画後期計画策定について 【協議】 (中間協議・パブリックコメントの実施)

【事務局から資料に基づき説明】

・計画策定の趣旨は、現行の計画について、中間年度に今後5年間の目指すべき方向や施策等について後期計画で定めようとするもの。令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定されている「市町村推進計画」としての位置づけを新たに追加する。

次ページの基本理念および目指す方向については、条例や現計画に記載されている内容を引き継ぐ。

施策体系については、基本方針や施策は現行の計画と変更ないが、赤字で記載している箇所については語句の修正や追加を行った。目標2の施策8について、男女ともに育児・介護休業の取得を促進するため、介護休業を追記。目標3の施策12について、課題や困難を抱える方に対し、相談から支援への繋ぎに総合的な連携を図るため、施策名を「相談体制の充実」から「関係機関と連携した相談支援の充実」と修正。右欄の数値目標の項目⑨及び⑩について、現在男女ともに相談を受けている実情に合わせ、「女性の総合相談」の名称を「男女共同参画相談」に修正。

・中央が後期計画の体系案で、左側の現行体系から変更・追加した箇所を赤字で記載。

・主な変更点について、目標1、基本方針(1)は、アンケート調査結果で見られた「男性優遇」や「性別役割分担意識」に対する意識啓発について、追記。目標2、基本方針(3)、施策8の取組内容4つ目の○では、男女ともに必要な「育児・介護休業等の制度整備、および利用しやすい環境取組推進」を追記。目標3、基本方針(5)について、女性支援新法の施行を受け、困難な問題を抱える女性に対する支援についての施策を講ずる必要があり、同法に規定する市町村計画として施策12～14に追記。1つ目の○については、困難な問題を抱える方が性別問わず早期に相談窓口につながり、支援を受けることができるよう、関係機関と連携し取り組むことを追記。また、その下4つの○について、性別問わず、課題・困難を抱える高齢者、こども・若者、妊娠期から子育て期の方、生活困窮をはじめ福祉に関する課題・困難を抱える方の相談等について、関係機関と連携し支援の充実を図ることを追記。基本方針(6)、施策18について、性の多様性が理解促進されるような環境づくりとして、草津市パートナーシップ宣誓制度を通した理解を深める取組や研修開催等について追記。目標4、基本方針(9)、施策26について、政治分野における女性参画の環境整備の啓発や、市の管理的地位にある女性職員割合の向上について新たに記載した。

・議会への中間報告後、11月第3回審議会にて計画案の審議、答申をいただき、パブリックコメントを実施。その後、2月第4回審議会、新年度から後期計画の施行を予定。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 男女共同参画センター 男女共同参画係

電話 077-565-1550

ファックス 077-565-1518

メール danjo@city.kusatsu.lg.jp